

## 安全データシート（ＳＤＳ）

WHパネル25N

整理番号：SDS-S2002

初版：2016年 9月29日

第3版：2017年11月16日

アイジーアイ工業株式会社

## 安全データシート

### 1. 製品及び会社情報

- ・製品の名称 : WHパネル25N (鋼板部)
- ・会社名 : アイジー工業株式会社
- ・住所 : 山形県東根市蟹沢上縄目1816-12
- ・担当部門 : 寒河江工場 品質管理チーム
- ・電話番号 : 0237-86-9000
- ・FAX番号 : 0237-83-3100

### 2. 危険有害性の要約

一般的な環境下では、現在のところ危険有害性に関する有用な情報なし。  
ただし、溶接、溶断等にともなうヒュームや研削等による微粉は呼吸器、眼他の粘膜を刺激する場合があり、アークは火傷を起こす場合がある。また、切削屑等は皮膚を傷つける場合がある。  
なお、鋼材に含まれる元素成分については、下記の危険有害性の情報がある。

- ・GHS分類 :

<健康に対する有害性>

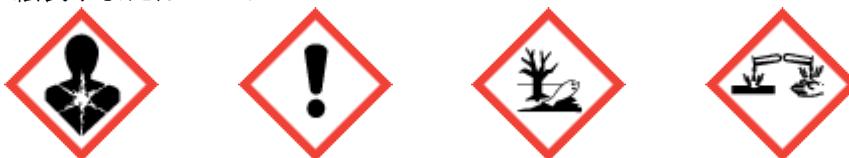
有害性項目	危険有害性区分	危険有害性情報
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	区分3	軽度の皮膚刺激
目に対する重篤な損傷性 又は眼刺激性	区分2B	眼への刺激性
呼吸器感作性	区分1	吸入するとアレルギー、ぜん息又は呼吸困難を起こすおそれ
皮膚感作性	区分1	アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
生殖細胞変異原性	区分2	遺伝性疾患のおそれの疑い
発がん性	区分1B	発がん性のおそれの疑い
生殖毒性	区分1 (1A及び1B)	生殖能または胎児への悪影響のおそれ
	区分2	生殖能または胎児への悪影響のおそれの疑い
特定標的臓器毒性・全身毒性 (単回ばく露)	区分1	呼吸器、腎臓の障害
	区分2	(全身毒性)臓器の障害のおそれ
	区分3	(気道刺激性)呼吸器への刺激のおそれ
特定標的臓器毒性・全身毒性 (反復ばく露)	区分1	長期にわたる、又は反復ばく露による呼吸器、神経系の障害

<環境に対する有害性>

有害性項目	危険有害性区分	危険有害性情報
水生環境有害性(急性)	区分1	水生生物に非常に強い毒性
水生環境有害性(慢性)	区分1	長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性
	区分4	長期継続的影響によって水生生物に有害のおそれ

- ・GHSラベル要素 :

<絵表示またはシンボル>



<注意喚起語>

危険、警告

<注意書き>

(安全対策)

- ・全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
- ・粉塵／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸引しないこと。
- ・取扱い後は手をよく洗うこと。
- ・この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
- ・屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
- ・汚染された作業衣は作業場から出さないこと。
- ・環境への放出を避けること。
- ・保護手袋を着用すること。
- ・換気が不十分な場合、呼吸用保護具を着用すること。

(応急処置)

- ・皮膚に付着した場合：多量の水と石鹼で洗うこと。
- ・吸入した場合：空気の新鮮な場所に写し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- ・眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
- ・ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診断／手当てを受けること。
- ・気分が悪いときは医師に連絡すること。
- ・皮膚刺激又は発疹が生じた場合：医師の診療／手当てを受けること。
- ・眼の刺激が続く場合：医師の診療／手当てを受けること。
- ・呼吸に関する症状が出た場合：医師に連絡すること。
- ・汚染された衣服を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。

(廃棄)

- ・内容物／容器を国際、国、都道府県、又は市町村の規則に従って廃棄すること。

### 3. 組成及び成分情報

◇化学物質／混合物の区別：混合物(鉄を主成分とした合金鋼)

◇成分及び含有量(危険有害物質を対象)

成分	含有量 [wt%]	C A S番号	化管法※1 政令番号	安衛法※2 政令番号
マンガン[Mn]	0~10	7439-96-5	1種412	550
クロム[Cr]	0~10	7440-47-3	1種87	142
銅[Cu]	0~10	7440-50-8	—	379
アルミニウム[Al]	0~10	7429-90-5	—	37
酸化チタン(IV)[TiO <sub>2</sub> ]	0~5	13463-67-7	—	191
シリカ[SiO <sub>2</sub> ]	0~1	7631-86-9	—	312
クロム酸ストロンチウム [SrCrO <sub>4</sub> ]	0~1	7789-06-2	1種88	142
コバルト[Co]	0~1	7440-48-4	1種132	172
モリブデン[Mo]	0~1	7439-98-7	1種453	603
ニッケル[Ni]	0~1	7440-02-0	1種308	418
炭化ケイ素[SiC]	0~0.6	409-21-2	—	336

※1 化学物質排出把握管理促進法(1%以上含有、特定1種は0.1%)

※2 労働安全衛生法(物質によって閾値は異なる)

注1) 上記の主要な成分の他に、鉄[Fe]、炭素[C]、リン[P]、硫黄[S]、窒素[N]等の微量元素を含む。また、上記以外の金属元素及び酸化物も含有の可能性がある。それらの元素は、検査証明書に記載がなく、0.1%以上含まれる場合がある。

### 4. 応急処置

鋼板は通常状態で固体であり、一般的な環境下では応急処置が必要な事態は発生しないが、鋼板の加工等により発生した粉塵／ヒュームを吸引した場合や飲み込んだ場合、また、粉塵／ヒュームが皮膚に付着した場合は、下記に示す応急措置の後、必要に応じて医師の診断又は手当てを受けるこ

と。

- ・吸引した場合 : 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。
- ・皮膚に付着した場合 : 速やかに多量の水と石鹼で洗う。
- ・眼に入った場合 : 水で数分間注意深く洗う。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外れる場合は外す。その後も洗浄を続ける。
- ・飲み込んだ場合 : 水でよく口の中を洗浄する。
- ・その他 : 鋼板切断端面及び切削屑等で皮膚を傷つけた場合は、傷口の清潔を保つ。アーク等により火傷した場合は、患部を冷やす。

## 5. 火災時の措置

鋼板は不燃性(固体)の状態であり、周辺の火災時にも消火器・水による消火を行って問題ない。ただし、微粉は燃焼、爆発性を有する場合がある。

- ・消火剤 : 火災の状況に適した消火剤を使用する。
- ・使ってはならない消火剤 : 情報なし

## 6. 漏出時の措置

鋼板は固体であり、一般的な環境下では漏出することはないが、鋼板の加工等により発生した粉塵／ヒュームは下記に示す措置を実施すること。

- ・人体に対する注意事項 : 適切な保護具を使用して、粉塵／ヒュームの吸引や眼への侵入を防ぐこと。
- ・保護具及び緊急時措置 : 篠条8(ばく露防止及び保護措置)の保護具を参照のこと。
- ・環境に対する注意事項 : 切断・研磨等の加工で発生した粉塵等は、速やかに回収する。
- ・封じ込め及び浄化の方法及び機材 : 鋼板の加工により発生した粉塵類は、適切な方法で回収した後、漏出を防止すること。

## 7. 取扱い及び保管上の注意

- ・取り扱い :

<技術的対策>

鋼板を溶接、溶断又は研磨等の加工を行い、粉塵／ヒューム等が発生する場合は、適切な保護具を着用すること。

また、粉塵／ヒューム等が発生する場合は、必要な局所排気／全体換気を行うこと。

<安全取り扱い注意事項>

重量物の為、転倒、荷崩れ、落下に注意する。

鋼板の切断端面及び切削屑等は、「バリ」「カエリ」などにより皮膚を傷つける場合がある。

溶接、溶断等にともなうアークは火傷を起こす場合がある。

- ・保管 :

<安全な保管条件>

水漏れ、酸、アルカリもしくはそれらを含んだ物質との接触を避けること。

高温多湿の環境を避ける。必要であれば、雨水浸透防止、錆防止のためのシート、カバー、梱包等を行うこと。

## 8. ばく露防止及び保護措置

鋼板は通常の状態では固体であるため、一般的な環境下では、ばく露防止及び保護措置に関する有用な情報はない。ただし、溶接・溶断等又は研磨・切削等の加工の際は、ヒュームや粉塵類が発生するので、下記に示す設備対策及び保護措置を実施すること。

◇許容濃度：

成分	C A S 番号	日本産業衛生学会 許容濃度 [mg/m <sup>3</sup> ]	A G C I H※1 T L V · T W A [mg/m <sup>3</sup> ]
マンガン [Mn]	7439-96-5	0.3	0.2
クロム [Cr]	7440-47-3	0.5	0.5
銅 [Cu]	7440-50-8	—	1※3／0.2※4
アルミニウム[Al]	7429-90-5	2	5※4／10※3
酸化チタン(IV) [TiO <sub>2</sub> ]	13463-67-7	0.3	10
シリカ[SiO <sub>2</sub> ]	7631-86-9	—	—
クロム酸ストロンチウム [SrCrO <sub>4</sub> ]	7789-06-2	0.5	0.5
コバルト [Co]	7440-48-4	0.05	0.02
モリブデン [Mo]	7439-98-7	—	10(I)/3(R) ※2
ニッケル[Ni]	7440-02-0	1	1.5
炭化ケイ素[SiC]	409-21-2	—	10(I)/3(R) ※2

注1) N I T E H P／化学物質総合情報提供システム(CHRIP)検索結果。

注2) 表中の“—”は、区分外または分類できないことを意味する。

※1 American Conference of Governmental Industrial Hygienists : 米国産業衛生専門家会議

※2 (I);Inhalable fraction (R);Respirable fraction

※3 Dust and mists, as Cu

※4 Fume

- ・設備対策：粉塵／ヒューム等が発生する場合、適切な換気対策を実施し、作業環境を確保すること。
- ・保護具：粉塵／ヒューム等が発生する場合、適切な呼吸用保護具、保護手袋、保護眼鏡、保護衣、安全靴等を着用すること。

## 9. 物理的及び科学的性質

- ・物理的状態、形状、色など：製品毎の色彩の固体
- ・臭い：金属臭
- ・融点：1370°C以上
- ・比重(相対密度)：7~9 g / m<sup>3</sup>
- ・溶解度：水に不溶

## 10. 安定性及び反応性

- ・安定性：一般の環境下では、安定している。
- ・危険有害反応可能性：水や酸等の化学物質と接触すると、酸欠、有害なガス発生の原因となる可能性がある。
- ・避けるべき条件：高湿、混触危険物質との接触を避ける。
- ・混触危険物質：酸化性物質等。
- ・危険有害性のある分解生成物：溶接・溶断などの加工時に発生するヒューム中に金属化合物が含まれる可能性がある。

## 1 1. 有害性情報

有害性項目	[Mn]	[Cr]	[Cu]	[A 1] 粉状	[TiO2]	[SiO2]	[SrCrO4]	[Co]	[Mo]	[Ni]	[SiC]
急性毒性	—	—	—	—	—	—	区分4	—	—	—	—
皮膚腐食性及び 皮膚刺激性	区分3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
眼に対する重篤な損傷性 又は目刺激性	区分2B	区分2B	—	—	区分2B	—	区分1	—	—	—	—
呼吸器感作性又は 皮膚感作性	—	区分1	—	—	—	—	区分1	区分1	—	区分1	—
生殖細胞変異原性	—	区分1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
発がん性	—	—	—	—	区分2	—	区分1A	区分2	—	区分2	区分1B
生殖毒性	区分1B	—	—	—	—	—	—	区分2	—	—	—
特定標的臓器毒性・全身 毒性(単回ばく露)	区分1	区分 2、3	区分3	区分 2、3	—	—	—	区分3	区分3	区分1	区分1
特定標的臓器毒性・全身 毒性(反復ばく露)	区分1	—	区分1	—	—	—	—	区分1	—	区分1	区分1

※注1) N T E H P／化学物質関連情報／G H S 関連情報検索結果

※注2) 表中の“—”は、区分外または分類できないことを意味する。

※注3) 区分の情報は、箇条2(危険有害性の要約)を参照のこと。

## 1 2. 環境影響情報

有害性項目	[Mn]	[Cr]	[Cu]	[A 1 ]	[TiO2]	[SiO2]	[SrCrO4]	[Co]	[Mo]	[Ni]	[SiC]
水生環境有害性(急性)	—	区分1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
水生環境有害性(慢性)	区分4	—	区分4	区分4	—	—	—	区分4	—	区分4	—

※注1) N T E H P／化学物質関連情報／G H S 関連情報検索結果

※注2) 表中の“—”は、区分外または分類できないことを意味する。

※注3) 区分の情報は、箇条2(危険有害性の要約)を参照のこと。

## 1 3. 廃棄上の注意

- ・残余廃棄物 :

産業廃棄物に関する法律、都道府県または市町村が定める関連条例の規則に従い、環境に配慮した適切な方法で処分すること。

- ・汚染容器及び梱包 :

容器及び梱包に汚染物質が付着している場合、残余廃棄物と同様に、産業廃棄物に関する法律、都道府県または市町村が定める関連条例の規則に従い、環境に配慮した適切な方法で処分すること。

## 1 4. 輸送上の誘致

輸送に関する国際規制対象物質に該当しない。

## 1 5. 適用法令

- ・労働安全衛生法 第57条の2第1項(通知対象)
- ・化学物質排出把握管理促進法 第一種指定化学物質

## 1 6. その他の情報

- ・参考資料等

- ・G H S 対応ガイドライン ラベル及び表示・安全データシート作成指針  
(2012年6月 一般社団法人 日本化学工業協会)
- ・G H S 対応一化管法・安衛法におけるラベル表示・S D S 提供制度  
(平成24年10月 経済産業省、厚生労働省)
- ・独立行政法人 製品評価技術基盤機構(N I T E)ホームページ
- ・混合物分類判定システム(経済産業省)

- ・職場の安全サイト(厚生労働省)
- ・JIS Z 7253:2012「GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS)」

記載内容のうち、含有量、物理化学的性質等は、保証値ではありません。  
危険・有毒性等の評価は、現時点入手できる資料、情報、データに基づいて作成しておりますが、全ての資料を網羅したものではありませんので、取り扱いには十分注意し、使用前のテストを含めて、本製品の適正に関する決定は使用者の責任において行って下さい。  
注意事項等についても、通常の取り扱いを対象としたものであって、特殊な取り扱いの場合には用途・用法に適した安全対策を実施の上、ご利用下さい。

## 安全データシート

### 1. 製品及び会社情報

- ・製品の名称 : WHパネル25N (ポリイソシアヌレートフォーム部)
- ・会社名 : アイジー工業株式会社
- ・住所 : 山形県東根市蟹沢上縄目1816-12
- ・担当部門 : 寒河江工場 品質管理チーム
- ・電話番号 : 0237-86-9000
- ・FAX番号 : 0237-83-3100

### 2. 危険有害性の要約

ポリイソシアヌレートフォームとしては、一般的な環境下では、現在のところ危険有害性に関する有用な情報なし。切削による微粉は呼吸器、眼他の粘膜を刺激する場合がある。

通常の扱いにおいて、有害性は低いが、高温になると引火して燃焼する個体で燃焼したガスは有毒。

- ・GHS分類 :

<健康に対する有害性>

有害性項目	危険有害性区分	危険有害性情報
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	分類できない	—
目に対する重篤な損傷性 又は眼刺激性	分類できない	—
呼吸器感作性	分類できない	—
生殖細胞変異原性	区分2	遺伝性疾患のおそれの疑い
発がん性	区分2	発がん性のおそれの疑い
生殖毒性	区分2	生殖能または胎児への悪影響のおそれの疑い
特定標的臓器毒性・全身毒性 (単回ばく露)	分類できない	—
特定標的臓器毒性・全身毒性 (反復ばく露)	分類できない	—

<環境に対する有害性>

有害性項目	危険有害性区分	危険有害性情報
水生環境有害性(急性)	区分外	—
水生環境有害性(慢性)	区分外	—

- ・GHSラベル要素 :

<絵表示またはシンボル>



<注意喚起語>

危険、警告

<注意書き>

(安全対策)

- ・全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
- ・粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸引しないこと。
- ・取扱い後は手をよく洗うこと。
- ・この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
- ・屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
- ・汚染された作業衣は作業場から出さないこと。
- ・環境への放出を避けること。

- ・保護手袋を着用すること。
- ・換気が不十分な場合、呼吸用保護具を着用すること。

(応急処置)

- ・皮膚に付着した場合：多量の水と石鹼で洗うこと。
- ・吸入した場合：空気の新鮮な場所に写し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- ・眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
- ・ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診断／手当を受けること。
- ・気分が悪いときは医師に連絡すること。
- ・皮膚刺激又は発疹が生じた場合：医師の診療／手当を受けること。
- ・眼の刺激が続く場合：医師の診療／手当を受けること。
- ・呼吸に関する症状が出た場合：医師に連絡すること。
- ・汚染された衣服を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。

(廃棄)

- ・内容物／容器を国際、国、都道府県、又は市町村の規則に従って廃棄すること。

### 3. 組成及び成分情報

- ・化学物質／混合物の区別：混合物
- ・成分及び含有量：危険有害物質＝対象物質無し

### 4. 応急措置

ポリイソシアヌレートフォームは通常状態で固体であり、一般的な環境下では応急処置が必要な事態は発生しないが、ポリイソシアヌレートフォームの加工等により発生した粉じんを吸引した場合や飲み込んだ場合、また、粉じんが皮膚に付着した場合は、下記に示す応急措置の後、必要に応じて医師の診断又は手当を受けること。

- ・目に入った場合 : 直ちに流水で15分以上洗顔した後、眼科医の診断を受ける。目をこすってはいけない。
- ・皮膚に付着した場合 : 石鹼と水で十分に洗う。外観に変化が見られたり、かゆみが続く場合は医師の診断を受ける。
- ・吸引した場合 : 空気の新鮮な場所に移動し安静にする。ただし、異常を感じた場合は、直ちに医師の診断を受ける。
- ・飲み込んだ場合 : 直ちに水で口の中を洗った後、大量の水または食塩水を飲ませて、嘔吐させ、医師の診断、治療を受ける。

### 5. 火災時の措置

ポリイソシアヌレートフォームは固体の状態であり、周辺の火災時にも消火器・水による消火を行って問題ない。ただし、加工等により発生した粉じんは燃焼、爆発を有する場合がある。

- ・消火方法：消火活動は各種の適切な保護具を着用し、有毒なガスの吸入を避ける。
- ・消火剤 : 二酸化炭素、粉末ドライケミカル、泡消火器、大量の噴霧水。

### 6. 漏出時の措置

ポリイソシアヌレートフォームは固体であり、一般的な環境下では漏出することはないが、ポリイソシアヌレートフォームの加工等により発生した粉じんは下記に示す措置を実施すること。

- ・人体に対する注意事項 : 適切な保護具を使用して、粉じんの吸引や眼への侵入を防ぐこと。
- ・保護具及び緊急時措置 : 箇条8(ばく露防止及び保護措置)の保護具を参照のこと。
- ・環境に対する注意事項 : 切断・研磨等の加工で発生した粉じん等は、速やかに回収した後、漏出を防止すること。

### 7. 取扱い及び保管上の注意

・取り扱い：

切削等の加工を行い、粉じん等が発生する場合は、適切な保護具を着用すること。

また、粉じん等が発生する場合は、必要な局所排気／全体換気を行うこと。

製品の近くで、溶接、溶断等の火気を使用する場合は、状況に応じ延焼防止措置をとり、かつ消火器を準備して監視者立会いのもとに注意深く作業を行う。

運搬時、切断時については、適切な保護手袋、保護衣を着用する。

・保管：

火気厳禁。高温多湿の状況を避け雨水に濡れないようシートなどで養生する。直射日光当たらないような処置をする。

## 8. ばく露防止及び保護措置

ポリイソシアヌレートフォームは通常の状態では固体であるため、一般的な環境下では、ばく露防止及び保護措置に関する有用な情報はない。ただし、取り扱いの際の保護手袋、保護衣は必要に応じて適切なものを着用する。ただし、切削等の加工の際は、粉じん類が発生するので、下記に示す設備対策及び保護措置を実施すること。

- ・管理濃度：現在設定されていない。
- ・許容濃度：現在設定されていない。
- ・設備対策：粉じん等が発生する場合、適切な換気対策を実施し、作業環境を確保すること。  
取扱い場所の近くに安全シャワー、手洗い洗顔設備があることが望ましい。
- ・保護具：粉じん等が発生する場合、適切な呼吸用保護具、保護手袋、保護眼鏡、保護衣、安全靴等を着用すること。

## 9. 物理的及び科学的性質

- ・物理的状態、形状、色など：淡黄色発泡体。
- ・融点：データなし
- ・引火点：300°C以上
- ・発火点：410°C以上
- ・溶解度：水に不溶
- ・爆発特性：粉じんを発生させると粉じん爆発の危険性を生じる。
- ・粉じん爆発下限濃度：15 g / m<sup>3</sup> (平均粒度24 μ m)  
30 g / m<sup>3</sup> (平均粒度106 μ m)

## 10. 安定性及び反応性

- ・安定性：一般的な環境下では、安定している。
- ・反応性：自己反応性なし。
- ・有害な分解生成物：該当データなし。

## 11. 有害性情報

有害性項目	危険有害性区分	危険有害性情報
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	分類できない	—
眼に対する重篤な損傷性 又は目刺激性	分類できない	—
呼吸器感作性	分類できない	—
生殖細胞変異原性	区分2	遺伝性疾患のおそれの疑い
発がん性	区分2	発がん性のおそれの疑い
生殖毒性	区分2	生殖能または胎児への悪影響のおそれの疑い
特定標的臓器毒性・全身毒性 (単回ばく露)	分類できない	—
特定標的臓器毒性・全身毒性 (反復ばく露)	分類できない	—

## 1.2. 環境影響情報

有害性項目	危険有害性区分	危険有害性情報
水生環境有害性(急性)	区分外	—
水生環境有害性(慢性)	区分外	—

## 1.3. 廃棄上の注意

- ・残余廃棄物：  
産業廃棄物に関する法律、都道府県または市町村が定める関連条例の規則に従い、環境に配慮した適切な方法で処分すること。
- ・汚染容器及び梱包：  
容器及び梱包に汚染物質が付着している場合、残余廃棄物と同様に、産業廃棄物に関する法律、都道府県または市町村が定める関連条例の規則に従い、環境に配慮した適切な方法で処分すること。

## 1.4. 輸送上の誘致

輸送に関する国際規制対象物質に該当しない。  
運搬に際しては、転倒、落下、損傷のないように積み込み、荷ずれの防止を確実にする。  
製品が飛散したり、雨水に濡れないよう、適切な措置を行う。  
バンド掛けを行う場合は、製品の損傷を避けるため、保護板を使用する。

## 1.5. 適用法令

- ・火災予防条例における「指定可燃物」

## 1.6. その他の情報

### ・参考資料等

- ・GHS対応ガイドライン ラベル及び表示・安全データシート作成指針  
(2012年6月 一般社団法人 日本化学工業協会)
- ・GHS対応一化管法・安衛法におけるラベル表示・SDS提供制度  
(平成24年10月 経済産業省、厚生労働省)
- ・独立行政法人 製品評価技術基盤機構(NITE)ホームページ
- ・混合物分類判定システム(経済産業省)
- ・職場の安全サイト(厚生労働省)
- ・JIS Z 7253:2012「GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS)」
- ・ウレタン工業協会ホームページ
- ・化学物質安全性データブック

記載内容のうち、含有量、物理化学的性質等は、保証値ではありません。  
危険・有毒性等の評価は、現時点での入手できる資料、情報、データに基づいて作成しておりますが、全ての資料を網羅したものではありませんので、取り扱いには十分注意し、使用前のテストを含めて、本製品の適正に関する決定は使用者の責任において行って下さい。  
注意事項等についても、通常の取り扱いを対象としたものであって、特殊な取り扱いの場合には用途・用法に適した安全対策を実施の上、ご利用下さい。